

北高根沢中学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「校内生徒指導委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようにします。
- (3) いじめの防止等の行動指針に基づき、生徒の自主的な活動を支援します。
- (4) 学校、町、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものである。(校内外を問わず)

3 いじめの理解

いじめは決して許されない行為である。いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こりうるものであり、「暴力」を伴わないいじめであっても、生命、身体に重大な危険を生じさせることである。

4 いじめの防止等のための基本理念等について

(1) いじめの防止

①いじめの防止

- ・教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図る。
- ・生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

②いじめの早期発見

- ・いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・教職員がいじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③いじめの対処

- ・いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた生徒の安全確保を図る。
- ・いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒への背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④地域や家庭との連携

- ・家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・家庭に対し、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・地域に対し、生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤関係機関等との連携

- ・必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を新設・拡充し、組織的対応の強化を図る。

第2章 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、いじめ等に係る校内組織を設置する。

なお、いじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要に応じて関係職員を加えるなどする。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

①校内生徒指導委員会

[構成員]

管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学年教員、養護教諭、スクールカウンセラー等、必要に応じて関係者で行う。

[取組内容]

- ・いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
- ・校内研修会の企画・立案
- ・定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，共有
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック

- ・いじめの事実確認
- ・指導計画の実施状況の把握と改善

②校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

(2) いじめの防止等に関する措置

①いじめの防止

「いじめはどの生徒にも起こり得る」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

(1) 学区内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・町内生徒指導委員会の実施
- ・小学6年生の合唱コンクールへの招待
- ・小学6年生の体育祭への招待・小学6年生の学校見学
- ・入学説明会・新入生オリエンテーションの実施

(2) 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・生活委員会を中心とした、生活目標の定着、実践

(3) 生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・生徒会を中心とした啓発活動（生徒集会）

(4) 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・各教科、講演会等の実施

②いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

(1) 生徒、保護者への相談窓口等の周知

(2) 「生活の記録」の活用

(3) 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

(4) 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

③いじめに対する組織的な対応

事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、「いじめ

は決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

(1) 校内生徒指導委員会を中心とした事実確認

※被害者，加害者，関係生徒から事情を聴くなどして正確に事実関係を把握する。

(2) いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と，いじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

(3) いじめの解決に向けた，保護者や町，関係機関・団体等との連携

(4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報

第3章 重大事態への対応

(1) 重大事態の報告

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあり、重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに高根沢町教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

- ・ 校内生徒指導委員会が中心となって直ちに調査に着手する。
- ・ 調査にあたっては、重大事態に至るいじめ行為が、いつ（いつ頃）、誰から行われ、どのような様態であったか、背景事情や人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したか等の事実関係を網羅的に明確にし、再発防止も視点においた「調査」を実施する。
- ・ いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先に考えて調査を実施する。
- ・ 調査結果を高根沢町教育委員会に報告する。

(3) 生徒・保護者への報告

- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。適時・適切な方法で経過報告も行う。
- ・ 関係者の個人情報に十分配慮する。

第4章 その他重要事項

- ・ 生徒に関する地域連絡会議や学校だより等を活用するなどして周知を図り，いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され，実効性のあるものとなっているかについて，「校内生徒指導委員会」において定期的に点検したり，学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなどして，取組内容や取組方法の改善に取り組む。